

○佐倉市災害対策条例施行規則(案)

平成 14 年3月 29 日規則第 54 号

改正

平成 25 年 10 月1日横書き施行

佐倉市災害対策条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、佐倉市災害対策条例(平成 14 年佐倉市条例第 23 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業所防災計画)

第2条 条例第8条第1項に規定する事業所防災計画に定める事項は、災害対策に関する次に掲げる事項とする。

- (1) 防災訓練及び防災に関する教育に関すること。
- (2) 防災組織に関すること。
- (3) 施設等に対する安全の確保に関すること。
- (4) 防災関係機関との連絡体制に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(防災指定区域等の指定)

第3条 条例第 11 条第1項に規定する防災指定区域及び同条第2項に規定する重点整備地区は、河川の氾濫、道路の冠水等により床上浸水のおそれのある区域並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第 57 号)第7条第1項の規定により千葉県知事が指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により千葉県知事が指定した土砂災害特別警戒区域のうちから指定するものとする。

2 条例第 11 条第1項及び第2項の規定による指定をしたときは、当該指定をした防災指定区域及び重点整備区域の市民、関係諸団体等に対し、その旨を周知するものとする。

(航空輸送路)

第4条 条例第 32 条に規定する災害時用ヘリポート及び臨時ヘリポート(以下「災害時用ヘリポート等」という。)は、別表に定めるとおりとする。

(災害復旧対策における被災者への支援)

第5条 条例第 35 条第1項に規定する公営住宅への入居のあっせんは、佐倉市営住宅管理条例(平成9年佐倉市条例第 42 号)第4条第1号に定めるところによる。

2 条例第 35 条第4項に規定する利子補給は、中小企業者に対するものは佐倉市中小企業資金融資条例(平成5年佐倉市条例第 13 号)第9条に、農業者に対するものは、天災による被害農業者に対する経営資金融通規則(昭和 34 年佐倉市規則第2号)第3条第1号に定めるところによる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

施設の名称	所在地	臨時ヘリポートの場所
佐倉市立佐倉小学校	佐倉市新町 78 番地4	運動場
佐倉市立内郷小学校	佐倉市岩名 870 番地	運動場
佐倉市立臼井小学校	佐倉市臼井 2395 番地	運動場
佐倉市立印南小学校	佐倉市印南 223 番地1	運動場
佐倉市立千代田小学校	佐倉市吉見 553 番地	運動場
佐倉市立志津小学校	佐倉市上座 1156 番地2	運動場
佐倉市立上志津小学校	佐倉市上志津 1752 番地	運動場
佐倉市立根郷小学校	佐倉市城 454 番地	運動場
佐倉市立和田小学校	佐倉市直弥 59 番地1	運動場
佐倉市立弥富小学校	佐倉市岩富町 145 番地	運動場
佐倉市立井野小学校	佐倉市西ユーカーが丘三丁目1番地6	運動場
佐倉市立佐倉中学校	佐倉市城内町 117 番地 10	運動場
佐倉市立志津中学校	佐倉市井野 1376 番地	運動場
佐倉市立南部中学校	佐倉市神門 432 番地1	運動場
佐倉城址公園	佐倉市城内町官有無番地	自由広場
岩名陸上競技場	佐倉市岩名753番地	陸上競技場
山王公園	佐倉市山王二丁目9番地1	公園